

4 年金・手当

障害年金

病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けた時(初診日)の年金加入状況によって請求の種類が異なります。また、障害年金を受け取るには、初診日や障害状態、年金の納付状況などの条件があります。

請求の詳細については、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

	障害基礎年金	初診日において、国民年金加入中もしくは年金制度未加入(20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満)の方
--	---------------	---

年金額	年額(令和5年4月～)	1級 993,750円(S31.4.2以降にお生まれの方) 990,750円(S31.4.1以前にお生まれの方)
		2級 795,000円(S31.4.2以降にお生まれの方) 792,600円(S31.4.1以前にお生まれの方)
	加算額(子の人数により加算)	2人目の子まで1人につき 228,700円
		3人目以降の子1人につき 76,200円

○支給制限 20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給等により支給制限があります。

○窓口 日本年金機構 松本年金事務所 電話25-8100 FAX31-5183
松本市役所市民課年金担当(1番窓口) 電話34-3218 FAX37-0260

	障害厚生年金	初診日において厚生年金加入中の方
--	---------------	------------------

年金額	障害基礎年金額に次の額の障害厚生年金が上乘せされます。	
	1級	報酬比例の年金額×1.25 + 配偶者加給年金額
	2級	報酬比例の年金額 + 配偶者加給年金額
	3級	報酬比例の年金額 (注:3級は障害基礎年金が支給されません)

○窓口 日本年金機構 松本年金事務所 電話25-8100 FAX31-5183

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、福祉的措置として平成17年4月から始まりました。

支給対象者等、詳細な要件については、担当窓口へお問い合わせください。

支給額	障害基礎年金1級に該当する方	月額 53,650円(2級の1.25倍)
	障害基礎年金2級に該当する方	月額 42,920円

○窓口 日本年金機構 松本年金事務所 電話25-8100 FAX31-5183
松本市役所市民課年金担当(1番窓口) 電話34-3218 FAX37-0260

☆ 児童扶養手当

離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の子、20歳未満の障がいのある子を監護する父、母、または養育者に支給されます。

支給対象者等、詳細な要件については、担当窓口へお問い合わせください。

支給額	児童1人	全部支給:月額 44,140円
		一部支給:月額 44,130円~10,140円
	児童2人目 (加算額)	全部支給:月額 10,420円
		一部支給:月額 10,410円~5,210円
	児童3人目以降 (加算額)	全部支給:月額 6,250円
		一部支給:月額 6,240円~3,130円

公的年金を受給している(これから受給する)場合は、年金額が手当額より低い場合に、その差額が支給されます。ただし、令和3年3月の法改正により障害年金(厚生3級を除く)を受けている場合は、子加算額との差額支給となります。

○障がい程度 20歳未満の児童で、身体障害者手帳おおむね1~3級程度、療育手帳A1~B1程度、精神障がい

○支給制限 所得等の条件により支給制限があります。

○窓口 子育て福祉課 電話 33-9855 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

☆	特別児童扶養手当
---	-----------------

障がいのある20歳未満の児童を養育している父もしくは母、または養育者に手当が支給されます(身体障害者手帳、療育手帳等を交付されていなくても申請できる場合があります。)

支給額	1級	障がい児1人につき 月額53,700円
	2級	障がい児1人につき 月額35,760円

○障がい程度 1級:身体障害者手帳1～2級程度、療育手帳A1～A2程度、精神障がい
2級:身体障害者手帳3級程度(一部4級も)、療育手帳B1程度(一部B2も)、
精神障がい

○支給制限 所得等の条件により、支給制限があります。

○窓口 こども福祉課 電話 33-9855 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112(申請書類の受付のみ)

☆	障害児福祉手当
---	----------------

日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給されます。

○支給額 月額15,220円

○障がい程度 身体障害者手帳1～2級(一部)程度、知能指数おおむね20以下程度、精神障がい

○支給制限 所得等の条件により、支給制限があります。

○窓口 こども福祉課 電話 33-9855 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112(申請書類の受付のみ)

☆ 特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅重度障がい者に支給されます。

○支給額 月額27,980円

○障がい程度 障害基礎年金1級程度の障がいが重複するもの、またはそれと同程度以上のもの

○支給制限 所得が一定額を超える場合は支給されません。
施設入所者や病院等へ3カ月以上継続して入院している場合は資格喪失となります。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3036 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

☆ 心身障害者福祉手当(市の制度)

年齢、障がいの程度等により次のとおり手当が支給されます。

○内容 [手当は年1回、12月末日頃の支給となります。]

支給要件			支給年額
11月1日現在で右要件に該当し、松本市に住民登録のある方で、市民税が非課税の方	20歳以上	身体障害者手帳 1級	33,000円
		療育手帳 A1、A2	
		精神障害者保健福祉手帳 1級、2級 (有効期限切れ精神手帳の場合、11月1日時点で更新手続きを行われていない方は支給されませんのでご注意ください。)	

○新規申請 新規申請については、毎年11月10日までに申請された方が当該年度の資格審査対象者となります。

○支給制限 特別養護老人ホーム等の施設入所者、措置入院者および特別障害者手当の受給者は受給資格がありません。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3036 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

☆ **特定疾患患者見舞金(市の制度)**

特定疾患患者の経済的、精神的負担の軽減と福祉の増進を図るため支給します。

○内容 年額12,000円

○要件 (1)特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、特定疾病医療受給者証、ウイルス肝炎医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証等の交付を受けている方
(2)下表(22種類)の疾病の方(医師の証明が必要です)
(3)松本市に1年以上居住している方

○注意事項 (1)年度のうち(4月から翌年3月まで)で、毎年1回の申請が必要です。
(2)年度を超え、遡っての申請はできません。
(3)本人が亡くなってから、遡っての申請はできませんのでご注意ください。

1 ステロイドホルモン産生異常症	9 ジストニア	16 肝内胆汁うっ滞
2 神経性食思不振症	10 正常圧水頭症	17 肝内胆管結石症
3 末端肥大症	11 ネフローゼ症候群	18 慢性膵炎
4 網膜脈絡膜萎縮症	12 慢性腎炎	19 シェーグレン症候群
5 メニエール病	13 肺線維症	20 橋本病
6 突発性難聴	14 慢性肝炎	21 免疫不全症候群
7 特発性両側性感音難聴	15 肝硬変	22 側頭動脈炎
8 グランバレー		

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3036 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112
各支所・出張所

心身障害者(児)扶養共済

心身障がい者(児)を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡または著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。一人の心身障がい者につき2口まで加入できます。

○内容

加入者が死亡し、または著しい障がいを有する状態になったとき	月額1口 20,000 円
1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき	弔慰金 1口 30,000 円～ 250,000 円
5年以上加入し制度を脱退したとき	脱退一時金 1口 45,000 円～ 250,000 円

○加入要件 身体障害者手帳1～3級の者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)を扶養している保護者(父母、配偶者等)で、県内に居住し、65歳未満で、特別な疾病または障がいのない健康状態であること

○掛金 加入時の年齢により、1口月額9,300円～23,300円
(注1)掛金が減額や免除になる場合があります。
(注2)世帯の所得状況により掛金の補助があります。(市の制度)

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
こども福祉課 電話 33-4767 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

交通・災害遺児見舞金

県内に住所を有し、満18歳に達した日以降最初の3月31日までに、交通または災害事故により、父または母が死亡もしくは重度の障がい者となった遺児等に支給されます。

- 内容 遺児1人につき 150,000円
- 障がい程度 国民年金法による障がい程度1級に相当する障がい
(身体障害者手帳1、2級程度、精神障害者保健福祉手帳1級程度)
- 窓口 松本市社会福祉協議会
地域福祉課 電話 27-3381 FAX27-2239

交通及び災害遺児等福祉金

交通事故または災害事故により、父または母が死亡もしくは重度の障がい者となったとき、18歳までの児童に支給されます。(ただし、事故発生月の初日前6カ月から引続き、松本市に住所があること)

○内容

認定時福祉金	遺児1人につき 55,000円(1回のみ)
年額福祉金	遺児1人につき 60,000円 (所得税額が一定額以上の場合は 50,000円)
小中学校入学等一時金	100,000円 (4月1日現在において受給資格を有する満6歳、満12歳の遺児1人につき)

○窓口 こども福祉課 電話 33-9855 FAX36-9119

交通事故被害者への介護料の支給

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいがあり、日常生活において「常時」または「随時」の介護が必要な方に介護料を支給します。

○対象者

特Ⅰ種(最重度)	Ⅰ種の該当者のうち、一定の要件に該当する方
Ⅰ種(常時要介護)	自動車損害賠償保障法施行令別表第一第1級1号または2号に認定されている方など
Ⅱ種(随時要介護)	自動車損害賠償保障法施行令別表第一第2級1号または2号に認定されている方など

○注意事項 支給対象者の詳細、支給額、支給要件等、制度の詳細については担当窓口へお問い合わせください。

○窓口 独立行政法人 自動車事故対策機構 長野支所
電話026-480-0521 FAX026-263-1570

☆ 外国人心身障害者特別給付金(市の制度)

障害基礎年金等を受けることのできない外国人障がい者に対し、給付金を支給します。

○内容 月額20,000円

○要件 (1)昭和57年以前に身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2の障がいにあるものまたは障がい原因となった傷病の初診日があること
(2)昭和37年以前に生まれたもの
(3)外国人登録を1年以上受けていること
(4)永住者の在留資格または特別永住者の在留資格を有していること
(5)障害基礎年金等を受けていないこと

○支給制限 (1)生活保護を受けるとき
(2)障害基礎年金以外の公的年金を受給するとき
(3)社会福祉施設へ入所等になったとき
(4)所得が一定額以上になったとき

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119